

加盟店登録要領 4.6 を抜粋

4.6 中小・小規模事業者の業務

本事業において登録される中小・小規模事業者等は、以下の業務を行わなければならない。

- ①キャンセルの場合等、補助金の交付に係る原因取引が消滅した場合に、ポイント等による消費者還元がなされないよう B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者を通じて事務局に当該事実を報告すること。
- ②不当な取引の防止を適切に行うこと。
- ③中小・小規模事業者等に帰責する不当な取引によって、B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者に損失が生じた際に、その帰責の程度に応じて、B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者の損失額に相当する金額を B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者を支払うこと。
- ④本事業に参加をしている加盟店であることが消費者にわかるポスター等の掲示を行うこと。
※補助金事務局制作のポスター等を B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者を通じて、又は事務局から提供する予定。
- ⑤店頭での購買時に、即時利用可能なポイント・クーポン等を発行し、購買金額に当該ポイント等相当額を充当する場合には、その旨を消費者に分かりやすく表示すること。
※B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者において表示する場合は、加盟店である中小・小規模事業者等自身が表示しなくても差し支えない。
- ⑥補助金事務局が行う需要平準化効果やキャッシュレス化推進の状況等の調査等に協力すること。
- ⑦4.1 及び 4.2 に規定する中小・小規模事業者等の要件に該当しなくなった場合、速やかに本事業に登録をしている B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者を通じて補助金事務局に連絡を行うこと。なお、中小・小規模事業者等の要件に該当しなくなったことが明らかになった時点より、本事業の対象から除外される。